

経営委員会規程の変更について

区 分	議 決	対象範囲	経営委員会
エグゼクティブサマリー 経営委員会の議決方法について、経営委員会規程に規定する。			
バックグラウンド 経営委員会毎に経営委員長が確認する議決方法について、経営委員会の運営上効率化を図ってはどうかという意見を踏まえたもの。		フィードバック期間及び検証方法 なし	
		便益及びリスク 便益：経営委員会の効率的な運営	
戦略プラン 経営委員会規程の変更。		K P I なし	
		その他 なし	

新	旧
第 1 条～第 3 条 略 （招集） 第 4 条 経営委員会は、委員長（委員長に事故がある場合には前条第 2 項に規定する委員長の職務を代理する者。以下同じ。）が招集する。 2 委員長は、経営委員会を、原則として、1 月に 1 回招集するものとする。 3 委員長は、必要があると認めるときは、経営委員会を招集することができる。 4 委員長は、委員長及び委員並びに理事長（以下「委員等」という。）の総数の 3 分の 1 以上の委員又は理事長が必要と認めて委員長に対してその招集を請求したときは、経営委員会を招集しなければならない。 5 委員長は、経営委員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員及び理事長に対して通知しなければならない。 （議事） 第 5 条 経営委員会は、委員長が出席（電話、テレビなどの双方で通信可能な通信手段による会議への出席を含む。以下同じ。）し、かつ、<u>委員等の総数の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</u> 2 経営委員会の議事は、出席した<u>委員等</u>の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。 3 前 2 項の議決について特別の利害関係を有する委員長若しくは委員又は理事長は、議決に加わることができない。委員長が議決に加わることができない場合にあつて、前項による可否同数の議決は、委員長の職務を代理する者が決するものとする。 4 経営委員会は、法第 5 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する事項（管理運用業務に係るものに限る。）を議事とするときは、管理運用業務担当理事に経営委員会の会議への出席を求めるものとする。 <u>（議決）</u> <u>第 5 条の 2 委員等は、議事の議決に際し、「賛成」、「反対」、「棄権」のいずれかの意思表示をする。「棄権」の意思表示があつた場合において、法第 5</u>	第 1 条～第 3 条 略 （招集） 第 4 条 経営委員会は、委員長（委員長に事故がある場合には前条第 2 項に規定する委員長の職務を代理する者。以下同じ。）が招集する。 2 委員長は、経営委員会を、原則として、1 月に 1 回招集するものとする。 3 委員長は、必要があると認めるときは、経営委員会を招集することができる。 4 委員長は、委員長及び委員並びに理事長の総数の 3 分の 1 以上の委員又は理事長が必要と認めて委員長に対してその招集を請求したときは、経営委員会を招集しなければならない。 5 委員長は、経営委員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員及び理事長に対して通知しなければならない。 （議事） 第 5 条 経営委員会は、委員長が出席（電話、テレビなどの双方で通信可能な通信手段による会議への出席を含む。以下同じ。）し、かつ、<u>委員長及び委員並びに理事長の総数の 3 分の 2 以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。</u> 2 経営委員会の議事は、出席した<u>委員長及び委員並びに理事長</u>の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。 3 前 2 項の議決について特別の利害関係を有する委員長若しくは委員又は理事長は、議決に加わることができない。委員長が議決に加わることができない場合にあつて、前項による可否同数の議決は、委員長の職務を代理する者が決するものとする。 4 経営委員会は、法第 5 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する事項（管理運用業務に係るものに限る。）を議事とするときは、管理運用業務担当理事に経営委員会の会議への出席を求めるものとする。

新	旧
<u>条の6第1項及び第2項の規定の適用との関係については、出席した委員等の数に算入し、かつ、同項に規定する「否」に算入する。</u> <u>2 委員等は、議事の議決に際し、前項に規定する意思表示を行うことなく、退席することができる。この場合、当該退席した委員等は、法第5条の6第1項及び第2項に規定する出席した委員等の数には算入しない。</u> (会議の非公開) 第6条 略 (議事概要) 第7条 経営委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事概要を作成しなければならない。 (1) 会議の日時及び場所（当該場所に存しない者が会議に出席した場合における当該出席の方法を含む。） (2) 出席した委員の氏名 (3) 議事となった事項 2 議事概要は、会議に出席した<u>委員等</u>による署名又は記名押印を得て作成する。 3 前項の議事概要は、経営委員会の承認を得て公表する。 (議事録) 第8条 略 (金融事業者からの寄付等の報告等) 第9条 <u>委員等は</u>、倫理規程第15条の定めによる報告を行うほか、就任時又は毎年1回定期的に、銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者（以下「金融事業者」という。）に関する次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて経営委員会に報告するものとする。 (1) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における同一の金融事業者からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について (2) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの寄付の有無について (3) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの委託・請負事業、共同研究の有無について 2 委員長又は特定の委員若しくは理事長と金融事業者との関係性から、審議の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある場合には、経営委員会は	(会議の非公開) 第6条 略 (議事概要) 第7条 経営委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事概要を作成しなければならない。 (1) 会議の日時及び場所（当該場所に存しない者が会議に出席した場合における当該出席の方法を含む。） (2) 出席した委員の氏名 (3) 議事となった事項 2 議事概要は、会議に出席した<u>委員長及び委員並びに理事長</u>による署名又は記名押印を得て作成する。 3 前項の議事概要は、経営委員会の承認を得て公表する。 (議事録) 第8条 略 (金融事業者からの寄付等の報告等) 第9条 <u>委員長及び委員並びに理事長は</u>、倫理規程第15条の定めによる報告を行うほか、就任時又は毎年1回定期的に、銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者（以下「金融事業者」という。）に関する次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて経営委員会に報告するものとする。 (1) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における同一の金融事業者からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について (2) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの寄付の有無について (3) 直近1年間（就任時においては直近3年間）における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの委託・請負事業、共同研究の有無について 2 委員長又は特定の委員若しくは理事長と金融事業者との関係性から、審議の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある場合には、経営委員会は

新	旧
必要な措置を講ずるものとする。	必要な措置を講ずるものとする。
第10条～第12条の2 略	第10条～第12条の2 略
附 則	附 則
1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。	1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
2 経営委員会規則は廃止する。	2 経営委員会規則は廃止する。

附 則（令和元. . 改正）
この改正は、令和元年6月6日から施行する。

経営委員会の運営等について

1.審議事項（3） 経営委員会規程の変更について

(1)提案

提案内容等

経営委員会の効率的な運営のため、議決の際に毎回実施している経営委員長コメントを年度初のみにする等としてはどうか。

<議決事項マニュアル 経営委員長コメント>

「議決の手続きについて御説明します。議決に当たっては、委員長を含め、各委員は「賛成」「反対」「棄権」のいずれかの意思表示をしていただきます。「賛成」又は「反対」のいずれにも挙手されなかった場合は「棄権」とします。「棄権」は出席委員数に含めた上、「可否」の「否」として扱います。また、意思表示をせず退席される場合は、出席委員数には算入しないことといたします。退席される方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。」

(2)対応案

経営委員会規程に定める

追加案

(議決)

第5条の2 委員等は、議事の議決に際し、「賛成」、「反対」、「棄権」のいずれかの意思表示をする。「棄権」の意思表示があった場合において、法第5条の6第1項及び第2項の規定の適用との関係については、出席委員等数に算入し、かつ、同項に規定する「否」に算入する。

2委員等は、議事の議決に際し、前項に規定する意思表示を行うことなく、退席することができる。この場合、当該退席した委員等は、法第5条の6第1項及び第2項に規定する出席委員等数には算入しない。

※第5条の2を追加するため、第4条以下、「委員長及び委員並びに理事長（以下「委員等」という。）」と変更する。
該当条項 第4条第4項、第5条第1項、第5条第2項、第7条第2項、第9条第1項

【参考】

日本銀行及び日本放送協会との比較

	GPIF	日本銀行	日本放送協会
会議体	経営委員会	政策委員会	経営委員会
構成等	10人（経営委員長、経営委員8人、理事長） 経営委員(委員長含む)：常勤1人、非常勤8人	9人（審議委員6人、総裁、副総裁2人） 審議委員：常勤6人	12人（経営委員12人） 経営委員：常勤1人、非常勤11人
開催頻度	原則毎月1回	金融政策決定会合 1,3,4,6,7,9,10,12月に1回 通常会合 原則毎週火曜日及び金曜日	原則毎月2回
法律	【GPIF法】 (議事の運営) 第五条の六 経営委員会は、委員長が出席し、かつ、委員長及び委員並びに理事長の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 経営委員会の議事は、出席した委員長及び委員並びに理事長の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。 3 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他経営委員会の運営に関し必要な事項は、経営委員会が定める。	【日本銀行法】 (議事の運営) 第十八条 委員会は、議長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。 3 この法律に定めるものを除くほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。	【放送法】 (経営委員会の運営) 第三十九条 経営委員会は、委員長が招集する。 2 委員長は、総務省令で定めるところにより、定期的に経営委員会を招集しなければならない。 3 会長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況並びに第二十七条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。 4 会長は、経営委員会の要求があつたときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明をしなければならない。 5 監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況を経営委員会に報告しなければならない。

【参考】

日本銀行及び日本放送協会との比較

	GPIF	日本銀行	日本放送協会
規程等	【経営委員会規程】 (議事) 第5条 経営委員会は、委員長が出席し、かつ、委員長及び委員並びに理事長の総数の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 経営委員会の議事は、出席した委員長及び委員並びに理事長の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。 3 前2項の議決について特別の利害関係を有する委員長若しくは委員又は理事長は、議決に加わることができない。委員長が議決に加わることができない場合にあつて、前項による可否同数の議決は、委員長の職務を代理する者が決するものとする。 4 経営委員会は、法第5条の3第1項第1号に規定する事項（管理運用業務に係るものに限る。）を議事とするときは、管理運用業務担当理事に経営委員会の会議への出席を求めるものとする。	【政策委員会議事規則】 (委員の欠席) 第5条会議を欠席する委員は、代理人を会議に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。 2会議を欠席する委員は、議長を通じて、当該会議における議決事項又は報告事項につき、書面により意見を提出することができる。 (委員による議案の提出) 第6条委員は、会議の前及び会議中に、議案を提出し、議決を求めることができる。ただし、会議中に議案を提出する場合には、当該会議における議決事項に関連するものに限る。 (議決) 第7条議長は、委員の1人として議決に加わる。 2委員は、議事の議決に際し、「賛成」、「反対」、「棄権」のいずれかの意思表示をする。 「棄権」の意思表示があつた場合において、法第18条第1項及び第2項の規定の適用との関係については、出席委員数に算入し、かつ、同項に規定する「否」に算入する。 3委員は、議事の議決に際し、前項に規定する意思表示を行うことなく、退席することができる。この場合、当該退席した委員は、法第18条第1項及び第2項に規定する出席委員数には算入しない。 4政策委員会室長は、議長の指示により、会議における議決事項及び当該議決事項に係る各委員の賛否等を記録する。	【経営委員会規程】 第6条（議決の方法等） 1 経営委員会は、委員長または委員長職務代行者および6人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。 2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。ただし、会長の任命については、委員9人以上の多数による議決によらなければならない。 3 会長は、会議に出席し、意見を述べることができる。 4 委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。 5 議事録の作成・公表および会議の運営については、本規程で定めるほか、経営委員会議事運営規則の定めるところによる。

(参考)

経営委員会規程

平成31年規程第20号
平成31年 3 月 7 日制定
令和元年 6 月 6 日改正

(目的)

第1条 この規程は、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「法」という。）第5条の6第3項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）に置かれた経営委員会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(経営委員会の権限等)

第2条 次に掲げる事項は、経営委員会の議決を経なければならない。

- (1) 業務方法書の変更
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第30条第1項に規定する中期計画及び通則法第31条第1項に規定する年度計画の作成又は変更
- (3) 通則法第32条第2項に規定する報告書の作成
- (4) 財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書の作成、利益及び損失の処理その他会計に関する重要事項
- (5) 会計規程の変更
- (6) 役員報酬等の支給の基準及び職員給与等の支給の基準の策定または変更
- (7) 制裁規程の変更
- (8) 業務概況書及び法第26条第2項に規定する書類の作成
- (9) 監査委員会の職務の執行のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項
- (10) 管理運用法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項
- (11) 組織及び定員に関する重要事項（前2号に掲げるものを除く。）
- (12) 厚生年金保険法第79条の5第1項に規定する積立金の資産の構成の目標及び同法第79条の6第1項に規定する管理運用の方針の策定または変更
- (13) 厚生年金保険法第79条の8第1項に規定する業務概況書の作成
- (14) 法第5条の6第3項に規定する経営委員会の運営に関し必要な事項
- (15) 法第5条の9第2項に規定する監査委員会による監視に関する事項
- (16) 法第7条の2第7項の規定による管理運用業務担当理事の任命及び法第10条第2項の規定による管理運用業務担当理事の解任の同意
- (17) 法第7条の2第8項の規定による理事（管理運用業務担当理事を除く。）の任命及び法第10条第3項の規定による理事（管理運用業務担当理事を除く。）の解任の同意
- (18) 法第10条第4項の規定による理事長に対する欠格事由の認定に関する事項
- (19) 法第10条第5項の規定による理事に対する欠格事由の認定に関する事項
- (20) 別表に定める事項
- (21) その他経営委員会が特に必要と認める事項

- 2 経営委員会は、役員の職務の執行を監督する。
- 3 経営委員会は、前項に掲げる業務のうち、理事長又は理事による年金積立金の管理及び運用に関する業務（以下「管理運用業務」という。）の実施状況の監視については、経営委員会が必要と認めるときを除き、監査委員会に行わせる。
- 4 経営委員会は、必要があると認めるときは、監査委員会に対し、前項に規定する監視の結果について定期かつ随時に報告を求める。
- 5 経営委員会は、前項第18号に基づき理事長が欠格事由に該当すると認めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 6 経営委員会は、前項第19号に基づき理事が欠格事由に該当すると認めたときは、理事長に対し、当該理事の解任を求めることができる。

（経営委員会への付議事項等）

第2条の2 理事長は、前条第1項各号の事項について、経営企画会議（ただし、投資委員会の審議事項を除く。）又は投資委員会の議決を経て経営委員会に付議するものとし、経営委員会は、その内容について審議し、必要に応じて修正のうえ議決するものとする。

（経営委員会への報告）

第2条の3 理事長は、少なくとも四半期に一度、経営委員会に対して、業務執行全般に関する重要事項について報告をしなければならない。

- 2 理事長は、組織規程第2条の5の規定によらないで職務を執行しようとし、又は執行したときは、前項の規定にかかわらず、速やかに、その旨及び理由を経営委員会に報告しなければならない。
- 3 理事長は、管理運用法人に著しい損害を及ぼすおそれのある重要なリスクが発生した場合には、第1項の規定にかかわらず、速やかに、その概要並びに講じた是正措置及び再発防止策等について経営委員会に報告するものとする。

（委員長）

第3条 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

- 2 委員長は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

（招集）

第4条 経営委員会は、委員長（委員長に事故がある場合には前条第2項に規定する委員長の職務を代理する者。以下同じ。）が招集する。

- 2 委員長は、経営委員会を、原則として、1月に1回招集するものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、経営委員会を招集することができる。
- 4 委員長は、委員長及び委員並びに理事長（以下「委員等」という。）の総数の3分の1以上の委員又は理事長が必要と認めて委員長に対してその招集を請求したときは、経営委員会を招集しなければならない。
- 5 委員長は、経営委員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員及び理事長に対して通知しなければならない。

(議事)

第5条 経営委員会は、委員長が出席（電話、テレビなどの双方で通信可能な通信手段による会議への出席を含む。以下同じ。）し、かつ、委員等の総数の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 前2項の議決について特別の利害関係を有する委員長若しくは委員又は理事長は、議決に加わることができない。委員長が議決に加わることができない場合にあって、前項による可否同数の議決は、委員長の職務を代理する者が決するものとする。

4 経営委員会は、法第5条の3第1項第1号に規定する事項（管理運用業務に係るものに限る。）を議事とするときは、管理運用業務担当理事に経営委員会の会議への出席を求めるものとする。

(議決)

第5条の2 委員等は、議事の議決に際し、「賛成」、「反対」、「棄権」のいずれかの意思表示をする。「棄権」の意思表示があった場合において、法第5条の6第1項及び第2項の規定の適用との関係については、出席した委員等の数に算入し、かつ、同項に規定する「否」に算入する。

2 委員等は、議事の議決に際し、前項に規定する意思表示を行うことなく、退席することができる。この場合、当該退席した委員等は、法第5条の6第1項及び第2項に規定する出席した委員等の数には算入しない。

(会議の非公開)

第6条 経営委員会の会議は、これを公開しない。

(議事概要)

第7条 経営委員会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事概要を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所（当該場所に存しない者が会議に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

(2) 出席した委員の氏名

(3) 議事となった事項

2 議事概要は、会議に出席した委員等による署名又は記名押印を得て作成する。

3 前項の議事概要は、経営委員会の承認を得て公表する。

(議事録)

第8条 経営委員会の議事録は、「経営委員会議事録作成及び公表規程」で定めるところにより、作成及び公表を行う。

(金融事業者からの寄付等の報告等)

第9条 委員等は、倫理規程第15条の定めによる報告を行うほか、就任時又は毎年1回定期的に、銀行業、信託業、金融商品取引業、生命保険業その他の金融業（これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。）を行う者（以下「金融事業者」という。）に関する次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて経営委員会に報告するものとする。

- （1） 直近1年間（就任時においては直近3年間）における同一の金融事業者からの、個人として、1年度あたり50万円以上の報酬等の受領の有無について
- （2） 直近1年間（就任時においては直近3年間）における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの寄付の有無について
- （3） 直近1年間（就任時においては直近3年間）における個人の研究及び所属する研究室等に対する金融事業者からの委託・請負事業、共同研究の有無について

2 委員長又は特定の委員若しくは理事長と金融事業者との関係性から、審議の中立性・公正性に疑念を生じさせるおそれのある場合には、経営委員会は必要な措置を講ずるものとする。

（規程の制定、変更及び改廃）

第10条 この規程の制定、変更又は廃止は、経営委員会の議決により行うものとする。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、経営委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

（庶務）

第12条 経営委員会に関する庶務は、経営委員会事務室において行う。

（決裁等）

第12条の2 前条に関し必要な決裁等の取扱いは第11条に基づき、委員長が別に定める。

別表（第2条第1項関係）

1	投資原則及び行動規範の変更
2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項
3	第9条第2項に規定する措置に関する事項
4	役員が管理運用法人と利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）
5	役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項
6	規程等の制定等に関する規程別表「形式の区分」に定める「規程」に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更又は改廃の権限を有するものを除く。）

附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経営委員会規則は廃止する。

附 則（令和元. 6. 6 改正）

この改正は、令和元年 6 月 6 日から施行する。